

答 申 第 76 号

平成13年8月17日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 鶴岡 稔男

異議申立てに対する決定について（答申）

平成9年10月17日付け林第500号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成9年7月11日付けで異議申立人から提起された、平成9年6月3日付け林第193号による公文書部分公開決定及び公文書非公開決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

実施機関は、異議申立ての対象となった公文書の非公開とした部分のうち、別表の⑨の「金額」、⑬中の「監査役の名」及び⑰の「関連会社に関する記載」の部分を開示すべきである。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、千葉県知事（以下「実施機関」という。）が平成9年6月3日付け林第193号で行った「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に係る林地開発（以下「本件開発」という。）許可申請書のうち、資金計画書、融資準備証明書、銀行残高証明書等」（以下「本件文書」という。）の公文書部分公開決定及び公文書非公開決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 異議申立人は、〇〇〇〇〇株式会社（以下「本件事業者」という。）が開発を予定している土地に隣接して立木を所有しており、予定地の林地が開発されることにより、環境悪化や土地崩壊等の被害を受けるおそれがある。近年、ゴルフ会員権の乱売や預託金の返還が社会問題になっているが、隣接する土地に立木を所有する者として、本件事業者の信用・資力に関心を持つのは当然である。

イ 森林法(昭和26年法律第249号)の許可要件は、災害のおそれがないこと等であり、人の生命、身体、財産に重大な影響を与えないということが要件となっている。資金力の劣る事業者が造成工事中で倒産したり又は資金難により工事の続行が不可能になり、予定地を放置し、関係者が被害を被ることのないように資力・信用を調査するのであり、森林法の許可要件の重要な判断材料である。

ウ 「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」は今に至るも工事は完成していない。これは、県が林地開発許可をするに当たり資金計画等を正しく審査しなかったのではないか。資力・信用に

ついて、もし、事業者の虚偽の申告あるいは行政の誤った判断により許可がなされ、その結果、県民に被害を与えるとすれば問題であり、県の審査が適正に行われているかどうかをチェックするため公開を求めている。

エ 本件文書を公開しても、具体的、客観的かつ明白な事業者の不利益は全くない。本件文書の情報は重要なものであり、仮に事業者に不利益があったとしても、それを超える公共的利益を守るための情報なので全て公開されるべきである。

オ 公開を求めている文書は、各項目自体概括的なものであり、作成時より既に相当の期間が経過していて、これらのことが明らかになっても本件事業者が受ける不利益はない。

カ 地元漁業者等が、別途工事の差止めの訴訟をしており、その中で和解協議が進行中である。本件事業者は、ゴルフ場の中止という原告の請求に対し、基本的に了解したということで、現実にはゴルフ場の計画を中止するということなので、なおのこと、資力・信用に関する書類を公開しても本件事業者に対して損害を与えるようなことはない。

キ 平成6年10月13日の札幌地裁判決は、本件と同様の公文書の公開を求める訴訟において非開示処分の取消しという判断を行い、平成9年4月30日には、札幌高裁もこの判決を支持している。

また、平成11年2月の栃木県公文書開示審査会の答申も資金計画書を開示すべきであるとしている。

ク 次のとおり、人の生命、身体の安全が侵害される危険性は極めて高いものであり、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）第11条第3号ただし書イ又はハに該当するものである。

(ア) 本件開発予定地付近には水田があり、Aは、その中の一部の田（以下「本件耕作地」という。）を耕作している。

(イ) 本件耕作地付近は谷津田であり、その中心に農業用水路（以下「本件水路」という。）が流れているが、流下能力の不足から、70ミリメートル程度の連続降雨があると、本件水路が溢れて水が田に浸入を始め、100ミリメートル程度以上の連続降雨があると、田はもとより田より一段高い位置にある両脇の道路まで一部冠水

し、200ミリメートルを超すと、本件耕作地付近だけでなく、周辺地区の耕作地全体が冠水してしまう。

(ウ) したがって、Aは、大雨が降り始めると、田の様子を見に行き水路の土手や畦を土嚢等で補強したり、畦を一部切除して排水を図ったり、あるいは冠水しそうな揚水ポンプを移動する等の緊急措置を講ずる必要が生ずる。

(エ) 本件開発工事中は、開発区域内の特定の調整池の集水域への降雨は、その調整池から本件水路へ流されることとなっているから、本件耕作地付近が現在よりも一層冠水しやすくなることは明らかである。

(オ) 本件水路から水が溢れ田が冠水すると、これが稲苗の移植直後であれば、稲苗は窒息枯死し、生育中期であれば枯死又は減収は免れない。刈取り前に冠水すると稲が倒伏するので、これを刈り取るには著しく労力・費用が増大する。

(カ) Aは、このような豪雨の際には、田の見回り作業をする必要があり、大洪水の中の見回り作業に当たっては、濁流に足を取られたり、踏み外したりして水難事故に遭い、その生命、身体に対する重大な結果を引き起こす危険性がある。

ケ 別表の①から⑥までについては、これらの文書に記載されている金額は、作成された時点より相当の期間を経過しているものであり、公開されることにより本件事業者が不利益を受けることはない。

コ 別表の⑦については、これを公開しても、計画時よりかなりの期間が経過しているので、それにより損なわれる利益はほとんどない。

サ 別表の⑨から⑬まで、⑯及び⑰については、株主総会に提出され、公告も義務付けられているものである。決算書は、上場会社については公開されているものである。本件事業者が上場会社であれば、誰もが公表されている資料に接することができるというものである。

シ 別表の⑭及び⑮を公開することにより、企業はその健全性を立証することになり、本件事業者の不利益になることはない。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立人が主張する立木が所在する森林の位置は、本件開発予定地には隣接しているが、残地森林として造成されない箇所に隣接し、しかも残地森林を挟んで尾根の反対側に位置しているため、土砂の流出等で被害を受けることはない。
- (2) 知事は、林地開発許可申請があった場合、森林法第10条の2第2項の規定により、災害を発生させるおそれ、水害を発生させるおそれ、水の確保に著しい支障を及ぼすおそれ、環境を著しく悪化させるおそれについて、いずれにも該当しないと認められるときは許可しなければならない。したがって、資力・信用についての審査は、法的には許可の要件ではないものである。
- (3) 本件文書には、開発計画に関する経営方針及び経理事業活動を行う上での内部管理情報が含まれており、公開することにより、当該事業者及び金融機関等の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えるものである。
- (4) 公開請求に係る決定が許可処分から1年半もたたない時期であることから、特に作成時より既に相当の期間が経過していることを配慮する必要性はない。
- (5) 請求に対する決定を行った当時は、本件事業者が許可取得後間もない時点で、これら本格的な建設工事をしていかなければならない時期であり、事業を円滑に遂行するためには資力・信用はもとより、関連会社や取引銀行との信頼関係等についても、企業にとっては死活的な利害が絡む重要な時期であったといえる。このような個別的な事情もあり、開示によって本件事業者が損なわれる利益は通常よりも大きいものと考えられる。
- (6) 平成7年9月27日の宇都宮地裁判決は、「ゴルフ場開発事業事前協議書」の添付書類として栃木県知事に提出された残高証明書、融資証明書、事業計画の資金計画の非開示決定に対する取消訴訟において原告の請求を棄却する内容であり、また、埼玉県知事に提出された都市計画法に基づく開発許可申請書に添付された資金計画書、林地開発許可申請書に添付された資金計画書、及びゴルフ場等の造成事業に関する指導要綱に基づく造成事業申出書に添付された資金計画、残高証明書、会社の損益状況、主たる取引金融機関先、納税証明書、損益計算書、損失金処理計算書等の非公開決定処分の取消しを求めた浦和地裁平成9年7月14日判決及びその控訴審判決である東京高裁平成10年6月29日判決では、いずれも原告の主張は認められていない。
- (7) ただし書イに該当する情報とは、事業活動に起因して、現に発生しているか、将来発生するであろうことが確実である人の生命、身体及び健康に対する危害を未然防止、拡大防止又は再発防止するために公開することが必要と認められるものをいうと解すべき

であるところ、異議申立ての対象となった文書は、財務諸表、資金計画書、融資準備証明書等であり、これらの文書は調整池に係る計画関係書類ではないから、異議申立人の主張する危険性から人の生命、身体及び健康を保護するために公開することが必要であると認められる情報ではない。

- (8) 次のとおり、異議申立人が主張するAの生命・身体の安全が侵害される危険性はない。
- a 工事中の調整池は、日雨量250ミリメートルまでの降雨が生じた場合には、その降雨によって調整池に流入する雨水を全量貯留することにより、調整池流域の開発に起因する洪水発生を防止しようとする計画である。
- 日雨量250ミリメートル相当の降雨とは、日雨量の確率年でいえば20年と50年の中間であり、工事期間中に日雨量250ミリメートルを超え、調整池からの放流により本件水路の溢水が生ずる可能性は極めて少ない。
- 仮に調整池からの放流が生じた場合でも、調整池からの放流はオフィスにより毎秒約0.2立方メートルに絞られているため、同水路流域に与える影響は小さい。
- b また、異議申立人の主張によれば、250ミリメートルを超える降雨が生じたときには、Aは田の見回り等の作業を既に終えているはずであり、放流によって水難事故にあう危険性は考えられない。
- (9) 異議申立人は、他県の答申・判例を提示するだけで、異議申立ての対象文書がただし書ハに該当する旨の主張をしていない。仮に異議申立人の主張2、(2)、クの内容がただし書ハ該当との趣旨であったとしても、対象文書中には、ただし書イ及びロと同程度に公開することが公益上必要であると認められる情報はない。
- (10) 別表の①から③は、本件開発計画を進める上での重要な情報であり、収支計画における支出及び収入の金額、並びに年度別資金計画における支出及び収入の金額、借入金の借入先は経営方針及び経理事業活動上の内部管理に属する情報である。
- (11) 別表の④は、資金計画の裏付けとなるもので、銀行名、融資金額等は経理事業活動上の内部管理に属する情報である。
- (12) 別表の⑤及び⑥も、資金計画の裏付けとなるもので、銀行名、預金額等は経理事業活動上の内部管理に属する情報である。
- (13) 別表の⑦は、本件開発計画に関する重要な情報であり、議案、出席した取締役の氏名等は経営方針等事業活動上の内部管理に属する情報である。

- (14) 別表の⑧は、商業登記法（昭和38年法律第125号）上その交付を請求できる者は限定されており、誰でも閲覧できるというものではない。法人の対外的活動の場において重要な意義を有するものであることから、専ら法人自らが管理すべき情報である。
- (15) 別表の⑨から⑬までは、本計画を進める上での重要な指針となる情報であり、金額等は経営方針及び経理事業活動上の内部管理に属する情報である。本件事業者の株主は、役員、その関係者、関連会社の構成で10名以内であり、また、一般向けのパンフレット等は、作成・配布していないということである。
- (16) 別表の⑯及び⑰は、経営方針及び経理事業活動上の内部管理に属する情報である。本件事業者は、一般向けのパンフレット等は作成・配布していないということであり、会社概要及び経歴書は、本件開発許可申請のために作成した資料である。
- (17) 別表の⑭及び⑱は、経理事業活動上の内部管理に属する情報である。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書について

本件文書は、本件事業者が実施機関に提出した本件開発許可申請書のうち、別表の「公文書」欄に掲げる公文書である。

実施機関は、このうち別表の「実施機関が非公開とした部分」欄に掲げる部分を非公開としたものである。

(2) 旧条例第11条第3号該当性について

ア 旧条例第11条第3号本文該当性について

本件文書中実施機関が非公開とした情報は、別表の「実施機関が非公開とした部分」欄に掲げるとおり本件事業者又はこれに係る事業者の情報であり、法人に関する情報であることは明らかであるので、以下、それらの情報が「競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与える」と認められるか否かについて検討する。

(イ) 資金計画書について

- a 別表の①及び②の「金額」は、本件事業者の財務計画に関する事項で、一般に事業者が外部に公表されることを欲しない情報であり、経営戦略・方針、資金調達力及び経理の状況が明らかになる内部情報として管理しているものである。し

たがって、公開することにより、本件事業者の競争上及び事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

b 別表の③「借入金の借入先」は、具体的取引関係に関する情報として営業上の秘密に属する性質を有するものである。したがって、公開することにより、本件事業者の競争上及び事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

(イ) 融資準備証明書、銀行別預金残高一覧表及び残高証明書について

別表の④、⑤及び⑥の情報は、金融機関との具体的取引関係及び資金関係に関する情報であり、事業者が経理等に関する内部情報として管理しているもので、企業上の秘密に属する情報である。したがって、公開することにより、本件事業者の競争上及び事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

(ウ) 取締役会議事録について

別表の⑦の情報は、本件事業者の経営方針に関する情報で、一般に事業者は外部に公表されることを欲しない内部情報として管理する情報である。したがって、公開することにより、本件事業者の競争上及び事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

(エ) 印鑑証明書について

印鑑証明書(別表の⑧の情報)は、商業登記法上その交付を請求できる者は限定されており、誰でも閲覧できるというものではない。また、事業者の対外的活動の場において重要な意義を有するものであることから、専ら事業者自ら管理すべき情報である。したがって、これを公開することにより、本件事業者の競争上及び事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

(オ) 決算報告書について

a 別表の⑩及び⑪の「金額」は、本件事業者の財産状況及び経営状況を推知することが可能な情報であり、事業者の秘密に属する性質を有する情報であるということが出来る。したがって、公開することにより、本件事業者の競争上及び事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

ただし、別表の⑨貸借対照表の「金額」については、商法(明治32年法律第48号)上公告が義務付けられているという趣旨を考慮すると、実際に公告されていないとしても、これを公開することにより、本件事業者の競争上又は事業運営上の地位に特段の不利益を与えとは認められないものである。

b 別表の⑫「代表者印の印影」は、本件事業者の内部管理に関する情報であり、本件事業者の事業活動に関係なく一般に公開することとなれば、本件事業者の事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

また、別表の⑬のうち「監査役の氏名」については、商業登記簿で何人でも閲覧できる情報であるので、これを公開することにより、本件事業者の競争上又は事業運営上の地位に不利益を与えとは認められない。

(カ) 納税証明書について

別表の⑭の情報、財務状況に密接な関係を有する事項で、事業者の経営状況等を推知することが可能となる情報であり、経理等に係る内部管理に属するものである。したがって、公開することにより、本件事業者の競争上及び事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

なお、別表の⑮「代表者印の印影」については、前記(カ) bのとおりである。

(キ) 会社概要及び経歴書について

a 別表の⑯「取引銀行名」(「融資準備証明書」を発行している銀行と一致する。)は、具体的取引関係に関する情報として営業上の秘密に属する性質を有するものである。したがって、公開することにより、本件事業者の競争上及び事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

b 別表の⑰の情報、関連会社の所在地や簡単な沿革であり、公開することにより、本件事業者及び当該関連会社の競争上又は事業運営上の地位に不利益を与えとは認められない。

したがって、別表の⑨の貸借対照表の「金額」、⑬中の「監査役の氏名」及び⑰の「関連会社に関する記載」は本号本文に該当しないものであるが、その余の情報は本号本文に該当するものである。

イ 旧条例第11条第3号ただし書該当性について

(7) 異議申立人は、本件文書が本号ただし書イ又はハに該当する旨主張するので、アで本号本文に該当するとした情報(以下「本文該当情報」という。)が、それらに該当するか否か検討する。

a ただし書イは、「人の生命、身体及び健康」の保護を目的とするものであり、ここでいう「生ずるおそれがある危害から人の生命、身体及び健康を保護するために、公開することが必要であると認められる情報」とは、人の生命等に対する

危害の未然防止、拡大防止又は再発防止のために公開することが必要であると認められる情報をいうものである。

- b ただし書ハは、ただし書イ又はロに直接該当しない情報であるが、公開することが公益上それらと同程度に必要であると認められるものの保護を目的とするものである。

例えば、事業者の事業活動と人の生命、身体及び健康に対する危害との明確な因果関係は確認されていないが、現実には人の生命等に対する危害の発生が予想される場合や事業者の正当な事業活動によって、現に人の財産及び生活への支障が生じている場合などは、ただし書ハに該当し得ると考えられる。

- c ただし書該当性の判断に当たっては、事業者の不利益が生じても、その犠牲において、当該事業者に関する情報を公開するというものであるから、適用した場合に生ずる事業者の不利益と公開されることにより得られる公益の内容を考慮して、総合的に判断することになる。

- d そもそも、本文該当情報は、調整池に関する計画書類でなく資力・信用に関する情報であって、一般に、人の生命、身体及び健康の保護又は人の財産及び生活の保護に必要な事業活動に関する情報とまでは認められないところ、資力・信用に関する情報が人の生命、財産等の保護に関わることがあるとしても、本文該当情報については、溢水の拡大の可能性を想定させ、ひいては人の生命、財産等を保護するに必要な情報であるとは考え難く、事業者の不利益を考慮してもなお公開する必要があるとまでは認められないものである。

したがって、本文該当情報は、ただし書イ又はハには該当しないと判断する。

- (1) なお、本文該当情報については、「違法又は不当な事業活動」に当たるものとは認められないので、ただし書ロには該当しないと判断する。

(3) 結論

以上のとおり、別表の⑨の貸借対照表の「金額」、⑬中の「監査役の氏名」及び⑰の「関連会社に関する記載」は、旧条例第11条第3号に該当せず公開すべきであるが、その余の情報は、同号に該当し公開しないことができるものである。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

公文書		実施機関が非公開とした部分	
資金計画書	収支計画	①	金額
	年度別資金 計画	②	金額
		③	借入金の借入先
融資準備証明書（2通）		④	発行銀行名及び所在地、発行者の所属名、職名、氏名及び印影、融資金額
銀行別預金残高一覧表		⑤	銀行名、預金種別及び金額、合計額
残高証明書（3通）	1	⑥	発行銀行名、部署名及び印影、科目、金額、確認印、発行銀行が識別される記載
	2		発行銀行名、部署名及び印影、電話番号、年月日、金額、摘要欄
	3		発行銀行名、部署名及び印影、科目、口座番号、金額、確認印、発行銀行が識別される記載
取締役会議事録		⑦	開催及び議案の部分、年月日、出席取締役(代表取締役を除く。)の氏名及び印影
印鑑証明書		⑧	全部
決算報告書	貸借対照表	⑨	金額
	損益計算書	⑩	金額
	損失金処理 計算書	⑪	金額
	その他	⑫	代表者印の印影
⑬		監査役の氏名及び印影	
納税証明書		⑭	納付すべき税額欄、納付済額欄、未納税額欄、法定納期限欄
		⑮	代表者印の印影
会社概要及び経歴書		⑯	取引銀行名
		⑰	関連会社に関する記載

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
9. 10. 17	諮問書の受理
10. 4. 22	審議（第85回審査会）
10. 10. 13	実施機関の理由説明書の受理
10. 11. 25	異議申立人の意見書の受理
12. 9. 8	審議（第115回審査会） 実施機関から非公開理由の聴取
12. 10. 25	審議（第116回審査会） 異議申立人から意見の聴取
12. 12. 5	審議（第117回審査会）
13. 1. 9	異議申立人の意見書（補足分）の受理
13. 2. 19	審議（第120回審査会）
13. 3. 22	審議（第121回審査会）
13. 6. 5	実施機関の理由説明書（補足分）の受理
13. 7. 25	審議（第125回審査会）

(参考)

千葉県情報公開審査会委員

氏名	職業等	備考
岩間 昭道	千葉大学教授	
岡部 文彦	弁護士	
鶴岡 稔男	千葉家庭裁判所家事調停委員	委員長
藤井 俊夫	千葉大学教授	

(五十音順:平成13年7月25日現在)